第百四十二条			
第百四十六条第一項	裁判所書記官は、法	法	原本、謄本又は抄本は、
	画像情報を		
第百四十六条第二項及び第百五十一条	第百四十二条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）	配偶者暴力等に関する保護命令手続規則第十一条の十二において読み替えて準用する第百四十二条及び同規則第十一条の九	
	電子調書について	調書について	
第百四十七条	第一項から第三項まで及び第百三十七条の二から前条まで	から前条まで（第百三十七条第三項及び第四項並びに第百四十三条第三項を除く。）	
	の規定	及び配偶者暴力等に関する保護命令手続規則第十一条の九の規定	
第百四十九条の二第一項	最高裁判所の細則で定めるところにより、当該申出に係る電磁的記録の複製を第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用する方法によりファイルに記録し、又は電磁的記録の複製	当該電磁的記録	
	電磁的記録をいう	書面をいう	
第百四十九条の二第一項及び第二項	電子証拠説明書	証拠説明書	
第百四十九条の二第二項及び第百四十九条の四	電磁的記録の複製	電磁的記録を記録した記録媒体	
第百四十九条の四	提出等）	提出等）並びに配偶者暴力等に関する保護命令手続規則第十一条の九	
	読み替える	、配偶者暴力等に関する保護命令手続規則第十一条の九中「同条の文書の写し」とあるのは「第	